

令和6年2月市議会 環境経済委員会資料

第49号議案 工事の請負契約の一部変更について

重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第2期工事

目次	ページ
1 工事の請負契約の一部変更について	2
2 概要	4

理財部・文化観光部・建築部

令和6年2月

1 工事の請負契約の一部変更について

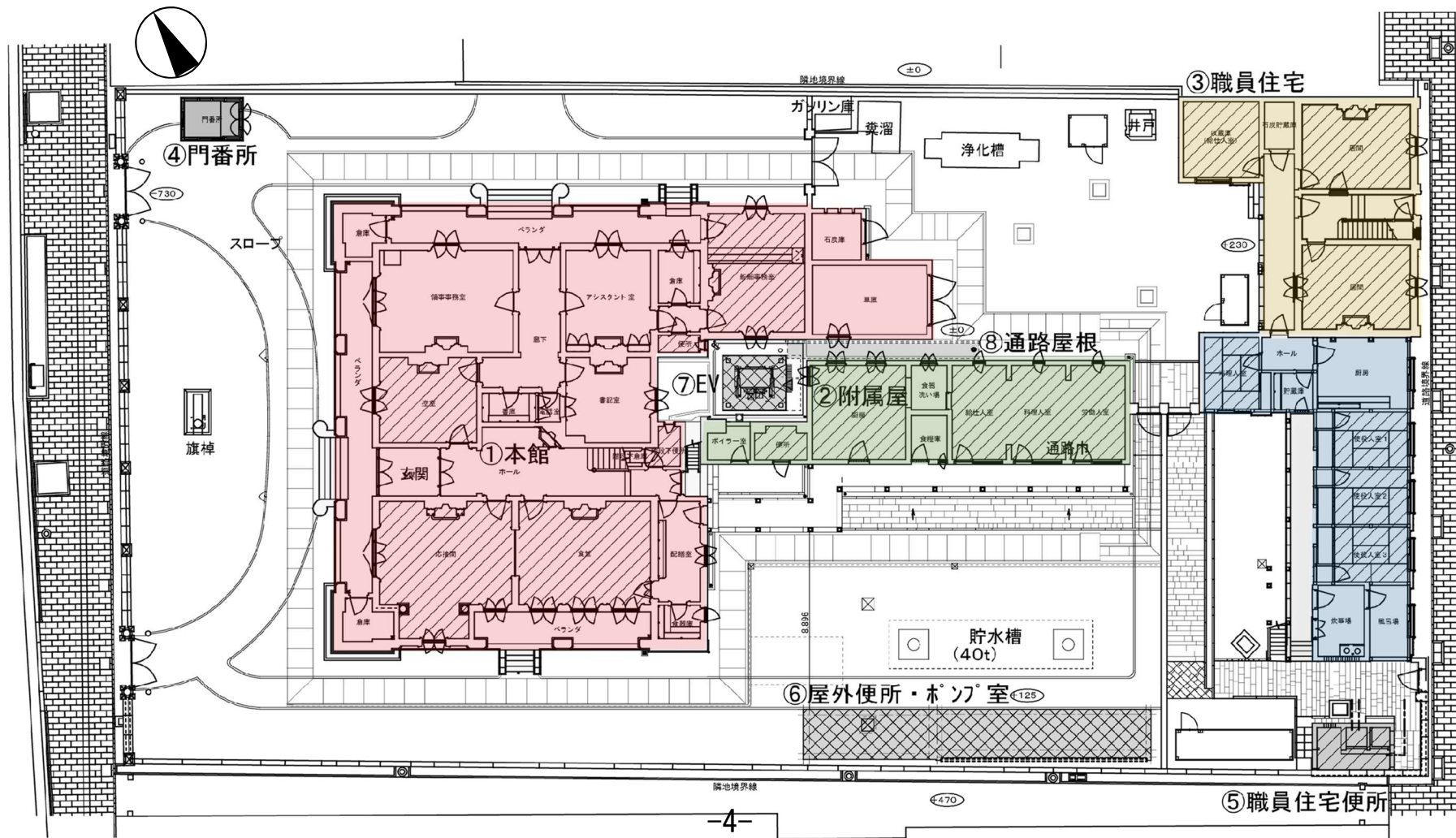
第 4 9 号 議 案 資 料		担当	理 文 建	財 化 観 築	部 光 部 部
工 事 名		重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第 2 期工事			
契約金額	変 更 前	1, 9 2 3, 8 8 5, 8 0 0 円			
	変 更 後	2, 0 1 0, 8 1 2, 2 0 0 円			
工 期		議会の議決を得た日から令和 7 年 6 月 3 0 日まで			
契 約 変 更 の 理 由		労務単価等が著しく上昇したこと及び交通誘導員の配置人数の変更等を行う必要が生じたことにより工事の設計を変更したことに伴い、契約の金額を変更するもの。			
相 手 方		<p>松井・大進・長崎土建特定建設工事共同企業体</p> <p>福岡市博多区博多駅前三丁目 1 9 番 5 号 松井建設株式会社九州支店 執行役員支店長 北原 勝彦</p> <p>長崎市興善町 2 番 8 号 大進建設株式会社 代表取締役 小松 俊一</p> <p>長崎市出島町 4 番 2 号 株式会社長崎土建工業所 代表取締役社長 上山 信宏</p>			

工 事 概 要	1 工事場所 大浦町
	2 工事内容
	(1) 本館・附属屋
	構造補強工事 一式
	免震装置設置工事 一式
	煉瓦躯体復旧工事 一式
	各種仕上げ復旧工事 一式
	その他工事 一式
	(2) 職員住宅煉瓦棟
	木軸部解体復旧工事 一式
	構造補強工事 一式
	各種仕上げ復旧工事 一式
	その他工事 一式
	(3) 職員住宅木造棟
	煉瓦基礎復旧工事 一式
	構造補強工事 一式
	木軸組復旧工事 一式
	各種仕上げ復旧工事 一式
	その他工事 一式
	(4) 旧門番所
	木部復旧工事 一式
	屋根復旧工事 一式
	各種仕上げ復旧工事 一式
	その他工事 一式
	(5) 職員住宅便所
	構造補強工事 一式
	屋根復旧工事 一式
	木軸組復旧工事 一式
	各種仕上げ復旧工事 一式
	その他工事 一式
	(6) その他
	電気設備工事 一式
	機械設備工事 一式
	各種塀の耐震補強工事 一式
	外構工事 一式
	その他工事 一式

2 概要

(1)事業目的

明治41年の建設以来、大規模な修理等がなされておらず、地盤沈下や建物の傾斜、外壁の劣化等が進行している旧長崎英国領事館について、全体にわたる本格的な保存修理及び耐震補強工事を実施するとともに、公開活用に必要な防災施設や活用施設等の整備を行う。



(2) 契約変更経過

当初契約 平成31年2月議会 【契約議案】	工期	
	請負代金額	1,903,824,000 円

1回目変更 令和元年6月議会 【専決処分報告】	工事費増額	7,939,800円
	変更請負代金額	1,911,763,800円
	変更項目	労務単価改訂に伴う特例措置による変更

2回目変更 令和2年7月議会 (臨時議会) 【専決処分報告】	工事費減額 (当初からの増額合計)	▲1,321,100円 (6,618,700円)
	変更請負代金額	1,910,442,700円
	変更項目	補修数量減等による変更

3回目変更 令和2年11月議会 (臨時議会) 【専決処分報告】	工事費増額 (当初からの増額合計)	5,970,800円 (12,589,500円)
	変更請負代金額	1,916,413,500円
	変更項目	基礎補強追加等による変更

4回目変更 令和2年11月議会 【契約変更議案】	工事費増額 (当初からの増額合計)	11,143,000円 (23,732,500円)
	変更請負代金額	1,927,556,500円
	変更項目	インフレスライドによる変更

5回目変更 令和3年2月議会 【専決処分報告】	工事費増額 (当初からの増額合計)	2,091,100円 (25,823,600円)
	変更請負代金額	1,929,647,600円
	変更項目	試験施工結果等による変更

6回目変更 令和4年2月議会 【専決処分報告】	工事費減額 (当初からの増額合計)	▲15,780,600円 (10,043,000円)
	変更請負代金額	1,913,867,000円
	変更項目	煉瓦等の一部再利用による変更

7回目変更 令和5年2月議会 【専決処分報告】	工事費増額 (当初からの増額合計)	7,212,700円 (17,255,700円)
	変更請負代金額	1,921,079,700円
	変更項目	素屋根基礎の解体工法変更による変更

8回目変更 令和5年9月議会 【専決処分報告】	工事費増額 (当初からの増額合計)	2,806,100円 (20,061,800円)
	変更請負代金額	1,923,885,800円
	変更項目	交通誘導員の追加等による変更

9回目変更 令和6年2月議会 【契約変更議案】	工事費増額 (当初からの増額合計)	86,926,400円 (106,988,200円)
	変更請負代金額	2,010,812,200円
	変更項目	インフレスライド等による変更

(3)変更概要

項目	金額
①インフレスライド条項による増額	83,226,000
②その他の変更による増額	3,700,400
合計	<u>86,926,400</u>

①インフレスライド条項による増額

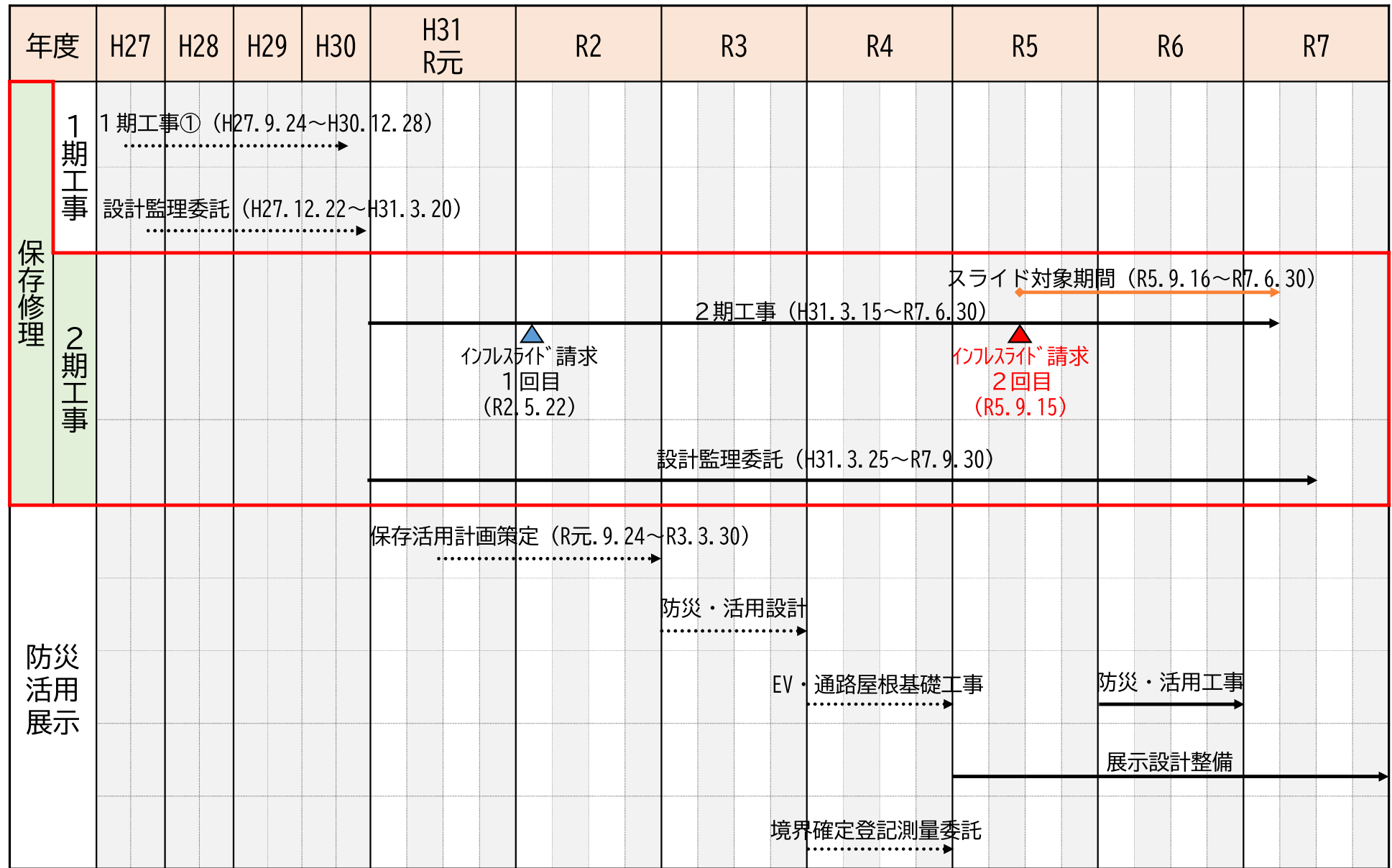
工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項※）に基づき、日本国内の物価上昇等の理由により請負代金額の増額を行うもの。

※予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる。

②その他の変更による増額

交通誘導員について、当初設計では市道側からの資材搬入等を主とした配置人数としていたが、工程調整等の結果、国道側からの資材搬入等が増えることとなり、第三者への安全性を確保するため、今年度の配置人数等を変更する。（長崎市工事請負契約書第18条第1項第4号）

(3)変更概要 ①インフレスライド条項による増額



【凡例】 ———→ . . . 施工中、未施工
→ . . . 既施工

